

屋久島世界自然遺産地域管理計画の構成と改訂の主な方向性

(2022年1月27日 第2回作業部会時点版)

1. はじめに

- コンセプトの設定
 - ・世界遺産としての普遍的価値の保全の責務
(既存コンセプト)
 - ・屋久島ならではの、遺産地域を包含する島全体の考え方(屋久島憲章を尊重・引用)

2. 目的 → 計画の基本的事項

- 対象範囲を屋久島全島に拡大
- 計画の期間の明確化(10年程度)

3. 遺産地域の概要

- (1) 位置等
- (2) 総説
- (3) 自然環境(ア. 地形・地質 イ. 気候 ウ. 植物 エ. 動物)
- (4) 社会環境(ア. 歴史 イ. 利用状況 ウ. 産業 エ. 土地所有形態)
- (5) 遺産地域内における保護制度等 → **世界自然遺産地域 屋久島**

- 遺産のOUVの記載
- 情報のリバイス
- 地図、表の追加

4. 管理の基本方針

- (1) 管理の目標
- (2) 管理の現状
- (3) 管理にあたって必要な視点**

ア. 生態系等の統合的・順応的な管理

- (ア) 生態系等の統合的な管理
- (イ) 生態系の順応的管理

イ. 広域的、長期的な管理

(ア) 広域的な視点による管理
(イ) 地域・地球レベルでの調査研究・モニタリングフィールド
→長期的な視点による管理

- 広域的管理について、生態系の観点だけでなく、観光管理、環境教育、情報発信等の観点を記載。
- イ(イ) 調査研究等について、5.(4) 調査研究・モニタリングに統合。

ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用

- 屋久島憲章(島の自然と環境が基本的資産。資産の価値を高めながら活用等)や、エコツーリズム推進全体構想(自然資源を保全、環境文化を継承・活用、持続的な地域づくりへ寄与等)の考え方を位置付け。
- 縄文杉については、懸念や課題だけを前面に出すのではなく、10年の成果を踏まえた前向きな情報も追加。

エ. 森林と人とのかかわりの歴史を踏まえた管理

- 山の神の日や小杉谷の位置づけについて記載。
- 「環境文化」という考え方を記載。

オ. 地域や様々な主体との連携協働

- 遺産地域の管理に直接関わっていない一般の地域住民への情報発信、理解促進について記載。
- 連携・協働・関係人口の増大も見据えて、島内外の民間企業等との関係深化を記載。

5. 管理の方策

(1) 生態系と自然景観の保全

- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全
 - (ア) 植物 (イ) 動物
 - (ウ) 西部地域の生態系
 - ウ. 自然景観の保全
 - (ア) 高層湿原 (イ) ヤクスギの巨樹・巨木
 - エ. 外来種や病害虫等への対応

<西部地域の生態系>

- 植物や動物といった区分ではなく、照葉樹林・ヤクシカ・ヤクシマザルの関係に代表される生態系の重要性と保全の必要性を記載。
- シカ対策にあたっては、捕獲を特定エリアに限定したゾーニング管理とモニタリングデータを重視した順応的管理を進めることを記載。

<その他全般>

- 情報のリバイス

(2) 自然の適正な利用

- ア. 基本的な考え方
- イ. 利用の適正化
- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
 - (ア) 荒川登山道
 - (イ) 宮之浦岳登山道
 - (ウ) 宮之浦岳一縄文杉縦走路
 - (エ) 太忠岳登山道
 - (オ) 西部地域
- エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理
- オ. エコツーリズムの推進

- 山岳部適正利用ビジョンを位置付け、ビジョンを参考として必要なワードを引用。
- 持続的な観光を目指すとともに、保護と利用の好循環の実現のために、戦略的な誘客と管理に向けた計画を立てることを記載。
- 公認ガイドの役割と責務を踏まえて、連携構築の重要性について記載。
- 公認ガイド制度、協力金、マイカー規制等について記載。
- 西部地域の利用方針として、「屋久島の一一周道路整備のあり方について」(H11.3, 屋久島の一一周道路整備検討委員会)における提言に準拠して記載。
- エコツーリズムについては、全体構想を位置付け。

(3) 関係行政機関の体制

(3) 調査研究・モニタリング及び巡回活動

(4) 地域との連携・協働

(5) 民間企業等との連携・協働

- 一般的な地域住民への情報発信と理解促進について記載。
- 具体的な取組に関与できるような仕掛けづくりについて記載。
- 屋久島学ソサエティの継続について記載。
- 連携・協働・関係人口の増大も見据えて、島内外の民間企業等との関係深化を記載。

(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発

- 環境文化財団の役割、「環境文化」という考え方を記載。
- 学校との連携・協力も踏まえた体系的な環境教育の推進を記載。
- 関係機関が連携し、屋久島の子供が自然と関わることのできる機会の創出を記載。
- 小杉谷について、地元の子供たちが学ぶ機会を充実させるとともに、教育型エコツアーや造成を図ることについて記載。

(7) 情報の発信と普及啓発

- 関係機関による統一的かつ積極的な情報発信について記載。
- 民間事業者と連携・協力した多角的な情報発信について記載。
- 世界遺産が世界と繋がれる制度であることを認識し、自然と人間が共生するスタイル(100%水力発電、山岳信仰)そのものを積極的に発信することを記載。
- 島内への情報発信も推進し、地域住民1人1人が情報発信者になり得ることを意識しつつ、正確な理解の促進を図ることを記載。

6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項

- (1) 計画の実施 → 関係行政機関の体制
- (2) 計画の見直し → 科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との協働型管理体制
- (3) 資金